(3)　事業の譲渡をした法人である場合（当該事業の譲受けをした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該譲渡の日

(4)　事業の譲受けをした法人である場合（当該事業の移転をした法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該譲受けの日

(5)　特別の法律に基づく承継に係る被承継法人である場合（当該承継に係る承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該承継の日

(6)　特別の法律に基づく承継に係る承継法人である場合（当該承継に係る被承継法人が当該通算法人又は他の通算法人との間に通算完全支配関係がある法人である場合を除く。）　当該承継の日

(7)　他の法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有することとなつた場合（当該他の法人の設立の日に当該通算完全支配関係を有することとなつた場合を除く。）　その有することとなつた日

(8)　他の法人が当該通算法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係を有しないこととなつた場合　その有しないこととなつた日

第四十二条の十三第七項第四号から第六号までを削り、同項第七号中「同項第一号イ(1)及び(2)」を「前号イ及びロ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同条第八項中「こと」の下に「（特定税額控除規定のうち第一項第九号及び第十四号に掲げる規定にあつては、当該各号に掲げる要件のいずれにも該当すること）」を加え、「同項の」を「第五項の」に、「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、「第二十一項」の下に「、第四十二条の四の二第四項、第四十二条の五第六項」を加え、「前条第十二項」を「第四十二条の十二の六第十二項」に改め、同条第九項中「第七項第五号及び第六号に規定する」を「第七項第三号に規定する継続雇用者給与等支給額の合計額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額の」に改める。

第四十二条の十四第一項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に改め、同項の表の第六号を次のように改める。

六　第四十二条の十二第二項の規定	百分の二十	同項に規定する百分の二十に相当する金額

第四十二条の十四第一項の表の第八号の上欄中「から第三項まで」を「若しくは第二項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、同号の下欄中「から第三項まで」を「又は第二項」に改め、同表に次の一号を加える。

十一　第四十二条の十二の七第二項の規定又は同条第三項の規定	百分の二十	同条第二項に規定する百分の二十に相当する金額

第四十二条の十四第四項中「除く」の下に「。以下この項において「五年内事業年度」という」を、「特別税額控除規定（」の下に「第四十二条の四第四項、第七項若しくは第十四項（同条第四項の規定の適用に係る部分に限る。）、第四十二条の五第一項若しくは第二項若しくは同条第三項第二号において準用する第四十二条の四第十四項」を加え、「第四十二条の十二の五第三項若しくは第四項又は第四十二条の十二の六第三項」を「第四十二条の十二の五第二項若しくは第三項、第四十二条の十二の六第三項」に改め、「第七項」の下に「又は第四十二条の十二の七第二項若しくは第三項」を加え、「（以下この項において「失効事業年度」という。）」を削り、「当該各事業年度の」を「五年内事業年度の」に、「当該失効事業年度前の各事業年度において第一項の規定の適用があつた」を「次の各号に掲げる」に、「当該各事業年度において同項の規定により加算された金額の合計額」を「当該各号に定める金額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　五年内事業年度における特別税額控除規定の適用について第一項の規定の適用があつた場合　当該五年内事業年度において同項の規定により加算された金額の合計額

二　五年内事業年度又は当該五年内事業年度終了の日において当該通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の同日に終了する事業年度における第四十二条の四第四項又は第四十二条の五第一項の規定の適用について第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号（これらの規定を第四十二条の五第三項第二号において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定の適用があつた場合　第四十二条の四第八項第六号ロ又は第七号の規定により加算された金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額

第四十三条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第四十四条の四第一項及び第二項並びに第四十六条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第四十七条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第四十八条から第五十二条までを次のように改める。

第四十八条から第五十二条まで　削除

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十一の三第一項」を「第四十二条の十二第一項」に、「若しくは」を「、第四十二条の十二の七第一項若しくは」に、「第四十八条」を「第四十七条」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十一の三」を「第四十二条の十二」に、「又は」を「、第四十二条の十二の七又は」に、「第四十八条」を「第四十七条」に改め、同条第二項中「、第四項又は第七項」を「若しくは第四項、第四十二条の四の二第一項又は第四十二条の五第一項」に改める。

第五十五条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第五十七条の四第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

第六十一条第一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

第六十二条第一項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に、「第九項」を「第十項」に改める。

第六十二条の三第一項中「同条第十八項」を「第四十二条の四の二第二項又は第四十二条の五第三項第二号」に、「第九項」を「第十項」に改め、同条第四項中「令和七年十二月三十一日」を「令和十年十二月三十一日」に、「第九項」を「第十項」に、「第十一項」を「第十二項」に改め、同項第六号を削り、同項第五号中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の二を同項第三号とし、同項第九号中「第二号の二」を「第三号」に、「第四号」を「第五号」に改め、同号の次に次の一号を加える。

九の二　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十二条の四に規定する承認地域経済牽引事業用地整備を行う同条に規定する承認地域経済牽引事業用地整備者に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該承認地域経済牽引事業用地整備の用に供されるもの（第五号、第六号、第八号又は前号に掲げる譲渡に該当するものを除く。）